

(4) 下水道施設を活用した地域バイオマスの利活用の推進

～新世代下水道支援事業制度の拡充～

1. 背景・目的

平成18年7月に閣議決定された骨太の方針2006においてバイオマスエネルギーの導入加速化が盛り込まれる等、政府全体として地球温暖化対策の推進、中でもカーボンニュートラルなバイオマスを積極的に利活用していくことが喫緊の課題として位置付けられている。

これを踏まえ、地方公共団体において廃棄物処理担当部局等と連携し、下水道施設等を最大限に活用して地域に賦存するバイオマスの有効利用の最適化を図る「バイオマス利活用計画」を策定する必要がある。また、同計画に基づき、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に処理し、燃料化等の有効利用を効率的に推進する必要がある。

2. 概要

「バイオマス利活用計画」において、地域全体で下水汚泥と他のバイオマスを一体的に処理・有効利用することが効率的であると位置付けられた場合に、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な下水道施設を国庫補助対象とする。

- ・ 下水道施設を活用して、下水汚泥とともに他のバイオマスを一体的に処理・有効利用することが可能。
- ・ 下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な下水道施設を新たに国庫補助対象として追加。

3. 事業効果

下水道施設を活用したバイオマスの利活用システムを構築することにより、様々なバイオマスの管理者と連携し、地域として最も効率的なバイオマスの利活用を選択することが可能となり、循環型社会の形成や地球温暖化対策の推進に貢献する。

<下水道施設を活用した地域全体のバイオマスの有効利用のイメージ>

